

アティシャの家族に関する記述について

——『中観優波提舍開宝篋』と『菩提心釈』の引用をめぐる——

宮 崎 泉

(京 都 大 学)

はじめに

アティシャ (Atiśa, Dipaṅkaraśrījñāna, 982-1054) はチベットのいわゆる後伝期に重要な役割を果たした人物である。60才の時に入藏して以来没するまでの間チベットでインド仏教の再興に尽力し、その後のチベット仏教にも大きな影響を残した。

アティシャには、小部のものを中心に、顕密両者に関する多くの著作がチベット訳の形で残っているが、ここではアティシャの顕教の著作に表れる家族に関する記述を集め、その意味と修道体系の中での位置付けについて考えてみたい。

中でも、本稿では『中観優波提舍開宝篋』 (*Ratnakaraṅḍodghāṭa-nāma-Madhyamakopadeśa*, C. dBu ma, Ki, 98b2~119b4, D. 3930, G. 3324, N. 3316, P. 5325. 以下『開宝篋』と略称⁽¹⁾) を中心に考察を進めたい。アティシャの著作には、家族に関する記述はあまり見られないが、この『開宝篋』からは比較的まとまった形で家族に関する記述が得られるからである。

アティシャの家族に関する記述には、慈愛 (maitrī) に関連して、すべての有情を息子のように慈しむというものがある。しかし、その比喩は、『開宝篋』ではほとんどが引用の形で現れ、また、アティシャに限らずよ

く見られるものであるため、ここではそのような比喩が存在することを指摘するに止めたい。

1 『開宝篋』に現れる家族の記述

さて、本稿で問題とする箇所は、『開宝篋』冒頭部と『開宝篋』の「菩提心の把握」(byañ chub kyi sems gzuñ ba) 中の「有情不捨」(sems can mi gtoñ ba) 節である。『開宝篋』冒頭部には、「全ての者は〔前世において〕母であった」という表現がある。この表現はアティシャ以前から使われるものであるが、『開宝篋』では、これが有情利益の根拠であり、修道体系の出発点になっており、重要である。また、「有情不捨」を説く中には、実際の家族に対してどのように行動すべきかが説かれているが、まず、「全ての者は〔前世において〕母であった」という表現が見られる『開宝篋』冒頭部から取り上げたい。この箇所は発心以前の瞑想が説かれており、アティシャの基本的な立場を示していると考えられるからである。

1.1 『開宝篋』冒頭部に見られる家族に関する記述

『開宝篋』冒頭部の発心を略説する中の一文に、発心の前に座に座して次のように瞑想することが説かれる。

…五趣の有情に対して次のように考える。「全ての者は私の母であって、この母達は私のために悪事を行い積み重ねたために、その異熟によって現在多くの苦しみを経験しているのである。」⁽³⁾と

ここでは全ての有情が「自分の母」であると説かれている。そして、その「母」が現在苦しんでいるのは、自分のために悪事を積み重ねたためであるという。

『開宝篋』の続く箇所には、ナーガールジュナ (Nāgārjuna, 龍樹) の名の引用があり、アティシャのこの考え方は、そのナーガールジュナの偈頌を根拠としていることが知られる。

また聖ナーガールジュナ御前が、「生存という牢獄の中に住し、煩惱の火によって苦悩している有情は全て、以前〔私の〕父、母、親友となって〔私に〕多くの利益をなしたので、彼ら（有情達）を私が苦しめたのである。今〔私がその有情達を〕幸福にすべきである。」と説かれていることにより恩恵を知り、「私は、彼ら（すべての有情）を救い、解放し、安心させ、涅槃させよう。」と、四無量によって菩提心を生じて、そのために〔福德と智恵の〕二資糧を蓄えるべきである⁽⁴⁾。

『開宝篋』にはもう一度この偈頌の引用があることから、アティシャにとってこの偈頌が重要な意味を持っていたと考えられる。しかし、『開宝篋』の中に見られる二つの引用は全く同じ内容ではなく、また、引用元と考えられる『菩提心釈』(Bodhicittavivaraṇa⁽⁵⁾)の偈頌も、その二つと異なっている。そのため『開宝篋』に引用される二つの偈頌と『菩提心釈』そのものの偈頌を比較検討しなければならないが、その点は本稿の最後に一節を設けたい。

その問題はしばらくおくとして、この引用を参考に最初の瞑想を考えると、「全ての者は私の母であって」というのは、輪廻を前提として、過去に生まれ変わる中で母になったことがあるはずであるということの意味していることになる。そして、過去生において母であった時に自分を利ずるために行った悪事のためにその者が現在苦しんでいるというのである。そして、この認識を基盤として、誓願、発心へと進むので、この考え方がこの後に続く修道の根本になっており、重要な意味を持っていることが分かる。

この「全ての有情が以前自分の母をはじめとする親族であった」という考え方はアティシャの独創ではなく、先行するカマラシーラ(Kamalaśīla)の『修習次第』(Bhāvanākrama)にも見られる。『修習次第』初篇と中篇に同じような表現が見られるが、ここではサンスクリット原典が現存する初篇を引用する。

『修習次第』初篇のその表現が現れる箇所は、慈しみ(kṛpā)の修習を説く中の一節である。これより前には、三界の衆生が全て苦しんでいることが説かれており、まず最初にそのような苦しみを自分の味方の側(mitrapakṣa)にいる衆生が経験していることを見て慈しみを修習することを説く。その後、順に、味方でも敵でもない(vyasta)衆生に対して、さらに敵の側(śatrupakṣa)にいる衆生に対して、同様に慈しみを修習することを説くが、次の引用はその中の味方でも敵でもない衆生に対して慈しみを修習することを説く中の一節である。⁽⁶⁾

その後、有情の平等性によって区別を見ずに、「始まりのない輪廻の中で、百度私の親族でなかった者はいない」と考えて、〔敵でも味方でもない〕中間のグループに対して〔慈しみを〕修習すべきである。⁽⁷⁾『開宝篋』の記述と比較すると、より具体的な瞑想の記述であり、細かな点では相違があるものの、輪廻を前提として、全ての衆生が前世に親族であったことがあるという考え方がアティシャ以前に存在したことは知られよう。『修習次第』初篇でもこの後発心が説かれ、その点でも『開宝篋』と対応する。

1.2 『開宝篋』「有情不捨」節に見られる家族に関する記述

さて、「有情不捨」の節には、より具体的な、しかし、かなり限定された状況についての家族に関する記述が現れる。

『開宝篋』には、「菩提心の把握」の中の一節として、「四つの有情不捨」が説かれる。「四つの有情不捨」とは、「1. 自身に利益を与えてくれる有情を捨てないこと」「2. 自身を傷つける者を捨てないこと」「3. 実際に苦しんでいる者や苦の因を持つ者などを捨てないこと」「4. 一般に有情を捨てないこと」である。

ここでは、その対象である有情の区別によって、有情不捨が四種に分類されている。そのうち「1」と「2」は自身と有情との関係の点から区別される。それに対して、「3」は対象である有情の状態による区別であり、「4」は「一般に」と説明されるので、「3」と「4」は一見関係なく見えるが、内容を見ると「3」は悲愍 (karuṇā) によって捨てないこととあり、「4」は慈愛 (maitrī) によって捨てないこととあるので、「3」と「4」は慈愛と悲愍によって区別されていることが分かる。

次に、その中から、先に挙げた『菩提心釈』の引用や、実際の父母などに対する言及が見られる「1. 自身に利益を与えてくれる有情を捨てないこと」の内容を見てみたい。

そのうち自身に利益を与えてくれる人を捨てないこととは、恩恵を知り恩恵に報いる心によって〔有情を〕捨てないことである⁽⁸⁾。利益を与えてくれる有情が主題になっているので、その恩に対して報いるべきという点から、有情を捨ててはならないというのがその趣旨である。

この後に、前にも引用された、問題の『菩提心釈』の引用がある。

軌範師ナーガールジュナ御前は、「無始以来の輪廻の中で、煩惱の火によって苦悩することによって、生存という牢獄の中に住している、これらの有情達は、以前、父や母や親友となって〔私に〕多くの利益をなしたので、〔その彼らによって〕なされたことに報いるべきである。彼ら（有情達）を私が苦しめたのである。今、〔私がその有情達

を] 幸福にすべきである。」と説かれている。この意味は詳しくは経典の中で見るべきである。⁽⁹⁾

この引用は先ほどのものとは少し形が変わっているけれども、やはり『菩提心釈』と完全には一致しない。ただし、この引用の方がももとの『菩提心釈』の形に近い。また、ここは先ほどの引用のように「以前父や母や親友となって」ではなく、「以前利益をなした」と読むべきであると思われる。そうでなければ、結局全ての有情を捨てるべきではないということになってしまい、「自分に利益を与えてくれる有情」と「自身を傷つける者」とを分類して説明する意味がなくなってしまうからである。

「父や母や親友となって以前利益した」と考えると、この節の内容によく一致し、この引用中の父母などは現世の父母などということになる。また、「すべての有情」が「これらの有情」という表現に変わっていることも、その読みを支持すると思われるが、この引用については、前述の通り、後に一節を設けて再考したい。

さて、続く部分も興味深い。実際の父母などに対する言及が見られるとともに、「自分に利益を与えてくれる有情を捨てない」ということが『菩薩律儀二十』を用いて補足されるからである。

この生の父母や親族や友人をはじめとする自身に利益を与えてくれる者に対して恩恵を知り、恩恵に報いる必要がある。そうでないならば、「なされたことに対して恩返ししない」(『菩薩律儀二十』k.18c) という⁽¹⁰⁾ 過失も生じるであろう。

このように、自分に利益を与えてくれる父母・友人などの恩を知り、その恩に報いるために、それらの有情を捨てずに安楽を与えるべきである、とアティシャはいう。ここでの父母・友人は現世におけるものに限定されているが、これは有情不捨の中に「1. 自身に利益を与えてくれる有情を捨

てないこと」と「2. 自身を傷つける者を捨てないこと」が説かれ、その対立が現世において存在するものであるからであろう。

さらに、『菩薩律儀二十』を用いて、恩に報いなければ過失になることが説かれている⁽¹¹⁾。『菩薩律儀二十』の性格を考慮すれば、このことから、この節が極めて実践的な記述であることが分かる。しかし、『菩薩律儀二十』の規定にも「父母」などといった表現はあるのであろうか。次に、この『菩薩律儀二十』の規定を見てみたい。

『菩薩律儀二十』⁽¹²⁾はチャンドラゴミン (Candragomin) の著作で、『菩薩地』戒品の内容を二十偈にまとめたものと言われている。この『菩薩律儀二十』には二つの注釈のチベット語訳が現存する。一つはシャーンタラクシタ (Śāntarakṣita) の『菩薩律儀二十』注 (*Bodhisattvasaṃvaraviṃśaka-vṛtti*) であり、もう一つはボーディパドラ (Bodhibhadra) の『菩薩律儀二十』細注 (*Bodhisattvasaṃvaraviṃśaka-pañjikā*) である。

『菩薩律儀二十』細注の著者、ボーディパドラはアティシャの直接の師にあたり、アティシャは『菩提道灯』細注 (*Bodhimārgadīpa-pañjikā*) の中でも、ボーディパドラの『菩薩律儀二十』細注を引用するなど、ボーディパドラに従っていることが知られている。

そこで『開宝篋』に引用された『菩薩律儀二十』の一節が本来どういう罪過であるのか、ボーディパドラの『菩薩律儀二十』細注の注釈を用いて確認してみたい。

『開宝篋』のこの一節では、この生の父母や親族や友人をはじめとする自身に利益を与えてくれる者に対して恩に報いない時に、「なされたことに対して恩返ししない」という過失が生じると説かれているのに対して、『菩薩律儀二十』細注は次のように注釈する。少し繁雑になるが、全体を

確認するため省略せずに引用する。

「なされたこと」云々（なされたことに対して恩返ししない）という中の「なされたこと」というのは、他者が利益することである。その後、その者に利益して返すことが、「恩返しすること」である。

他者が利益したことに応じて利益を返すことをしないことは、「知恩（kṛtajñāta）を護持すること」に違背するので、悪作（duṣkṛta）に属する法である。

その菩薩自身が、能力を持っていても持っていないくても、憤りをともなったり慈しみや敬意を離れることによって施しを受け取らず、粗暴な本性を持ち、他の善知識に摂受され、他の者が利益したこと、あるいはその利益する有情を見た時にも、なされたことに報いず、我慢や憤怒によって〔なされたことと〕同じかそれ以上の利益をすることによって恩返ししないならば、染汚の過失になる。怠惰などによるものは染汚ではない。

恩に報いるために努力しても出来なかったり、その人が報恩を望まなかったり、方便によって教化しようとする場合には、過失はない¹³。このように、『菩薩律儀二十』細注の記述は父母などの記述もなく、より一般的に報恩について規定されている。それに対して、『開宝篋』の記述は、この報恩の代表的な例として「この生の父母や友人」を挙げていると考えられよう。この点には、前述の『菩提心積』の影響が想定出来る。

2 『菩提心積』第74-75偈をめぐる

では、最後に、『菩提心積』の引用について再検討したい。前述の通り、この『菩提心積』の偈頌は『開宝篋』に二度引用されるが、その二つの内

容は異なっていた。そのため、その引用の検討を通じて、アティシャが典拠を引用する場合の問題点を示すことが出来ると考えるからである。

まず、『開宝篋』の引用の元になっていると考えられる『菩提心釈』を逐語的に和訳すれば、次のようになるであろう。

父や母や親友となって、私に以前利益を与えてくれた有情達に対して、
なされたことに報いるべきである。[74]

生存という牢獄の中で、煩惱の火によって苦悩している有情達に対して、
私が苦しみを与えたのと同じだけ、安楽を与えるべきである。⁽¹⁴⁾[75]

このように『菩提心釈』では二つの偈頌であるが、『開宝篋』の二度の引用は、いずれの場合もこの二偈をひとまとまりと考えた上で、詩節を取捨選択したり、順序を入れ換えたりしながら、要約して引用している。典拠を要約して引用することは珍しいことではないので、その点でアティシャに問題があるとは言えないが、『開宝篋』の引用は、要約の仕方を変えることによって、同じ偈頌の引用に別な意味を与えていた。

そこで、この『菩提心釈』の二偈と『開宝篋』の二つの引用を比較することによって、アティシャにどういう意図があるのかについて考えたい。そのことから、アティシャの引用の仕方のどこに問題があるのかが自ずと明らかになると思う。

『開宝篋』に引かれる二度の引用は次のようなものであった。

1. 生存という牢獄の中に住し、煩惱の火によって苦悩している有情は全て、以前〔私の〕父、母、親友となって〔私に〕多くの利益をなしたので、彼ら（有情達）を私が苦しめたのである。今〔私がその有情達を〕幸福にすべきである。
2. 無始以来の輪廻の中で、煩惱の火によって苦悩することによって、生存という牢獄の中に住している、これらの有情達は、以前、父や母

や親友となって〔私に〕多くの利益をなしたので、〔その彼らによって〕なされたことに報いるべきである。彼ら（有情達）を私が苦しめたのである。今、〔私がその有情達を〕幸福にすべきである。

もともと同じ偈頌を要約したものであるから、一見した所では、細かな表現の違いを除き、二つの引用の意味は同じ方向であるように見える。しかしながら、「1」は『開宝篋』冒頭部にあり、全ての有情が母であることの典拠として引用されたものであるのに対して、「2」は「自分に利益を与えてくれる有情を捨てないこと」の節にある、この生の父母などに対する報恩の典拠であった。そこから想定される意味は、「1」の引用は「全ての有情が以前過去生において父母などであった」ということであり、「2」の引用は「現在父母などになり、以前多くの利益をなした」という意味でなければならない。

ここでの要点は「以前がどこにかかるか」「有情が全ての有情かどうか」という点にある。特に「以前」という語がどこにかかるかによって、この偈頌の意図する所は大きく変わることになる。

この偈頌のサンスクリットは回収されていないけれども、おそらくサンスクリットでも「以前」は副詞であり、どちらにも読めるものであったと考えられる⁽¹⁵⁾。その点では、アティシャが与えた二つの意味はどちらも誤りではないのかもしれない。

二偈全体を比較すると、順序は異なるものの、省略も少なく、「全て」という挿入がない後の方が本来の意味に近いように見えるのかもしれない。しかし、『菩提心釈』に対する注釈『菩提心釈』註解 (*Bodhicittavivaraṇa-ṭikā*) の著者スムリティジュニャーナキールティ (*Smṛtijñānakīrti*) は、この「以前」に対して「無始以来の生」と注釈している⁽¹⁶⁾。このことは、少なくとも『菩提心釈』の偈頌に対して、「無始以来の生の中で父母などにな

って利益した」という解釈が可能であることを示している。また、アティシャと同時期に、『菩提心釈』のこの偈を『開宝篋』冒頭部のように解釈する伝統があったとも考えることが出来よう。

アティシャは、『開宝篋』冒頭部において、「全ての」有情という表現を挿入して、この解釈をより明確にしていたと考えられる。その一方で「有情不捨」節では「なされたことに報いるべきである」という表現を省略せず、重点を報恩に移し、「これらの有情」という表現を用いることによって、現在の父母や親友に対する報恩という文脈にあわせて読めるよう引用の仕方を変えていた。

このようなアティシャの引用に対する態度は、アティシャが引用する文献を扱う際に注意が必要であることを示している。つまり、アティシャの引用は原典の文意を忠実に反映していない可能性があるということである。また、アティシャの引用を解釈する場合には、引用元の文献の意味よりも、アティシャが引用する文脈にそった解釈が要求されることがあるともいえよう。アティシャの著作のチベット語訳に、アティシャ自身が加わることも多いことも、この傾向を助長しているかもしれない。

3 結 語

以上のように、アティシャの著作には家族に関する記述は少ないものの、『開宝篋』に見られる若干の家族に関する記述を考察してみたが、それを簡単にまとめると次のようになる。

- 過去世で母であったと説く
- ナーガールジュナの『菩提心釈』と思われる引用によって過去世で父母友人などであったと説く

- ・現世の父母などの恩に報いるべきであると説く（これは『菩薩律儀二十』によって補足）
- ・本稿では扱わなかったが、この他に比喻としては「息子を慈しむような慈愛」も見られる。

中でも重要なのは最初の二つであり、その考え方を基に誓願・発心があることから、この、輪廻を前提とした、全ての有情が過去に父母兄弟などであったという考え方がアティシャの修道体系の出発点であるとも言えよう。このように、輪廻を前提として、全ての有情を母などと考えることはアティシャの独創ではなく、『修習次第』にもすでに見られることは指摘した通りである。

一方、有情不捨を説く中にある現在の父母に対する言及は、「自分を利益する有情」に対して恩に報いるべきであるという中に現れる。つまり「自分を利益する有情」の代表的なものとして、現在の父母などが説かれていると考えられる。

ここにも『開宝篋』冒頭部にも引用される『菩提心積』の引用があることから、輪廻を前提として全ての有情が父母などであったとすれば、対象が全ての有情に広がる可能性を持っている。

しかし『開宝篋』の該当箇所では、対象である有情が現世において「自分を利益する有情」に限定されており、そこではアティシャに対象を広げる意図はないようである。そこに引用される『菩薩律儀二十』も現実的な規定であった。また『菩提心積』の引用も、最初の引用とは異なり、現世の父母などに対する文脈に即して読めるよう表現を変えていた。

このようにアティシャが自らの文脈に即して引用を改変することに注意が必要であることもあわせて指摘した。しかしながら、改変がより多い『開宝篋』冒頭部の引用が『菩提心積』註解の注釈の解釈に近いことにも

注意すべきであろう。逆にアティシャの改変が引用された文献の読みそのものに示唆を与える可能性もあるからである。

注

- (1) 『開宝篋』は、アティシャがラサでバーヴィヴェーカ (Bhāviveka, 清弁) の作とされる『思拙炎』 (*Tarkajvālā*) を講説した際に著されたと伝えられる (H. EIMER (1979), *rNam thar rgyas pa*, 2. Teil, Asiatische Forschungen Band 67, Wiesbaden, p.280-281など参照), 菩提心を詳述する著作である。『開宝篋』についてのこれまでの研究には、拙稿 (1993) 『『中観優波提舎開宝篋』について』、『仏教史学研究』36-1, pp.1-31, 拙稿 (1995) 「Atiśa の菩提心説の一考察」、『印仏研』43-2, pp. (195)-(197), ならびに Kaie MOCHIZUKI (1996), “Der Bodhicitta-Abschnitt in Atiśas Ratnakaraṅḍodghāṭa,” 『勝呂信静博士古希記念論文集』, pp.51-85などがある。
- (2) 『開宝篋』, D.101b6-102a3, P.113b1-6 など。
- (3) 『開宝篋』, D.96b5-6, P.107a5-6。

...gro ba lña'i sems can la legs par bltas la / thams cad ni bdag gi ma yin te / ma 'di dag gis bdag gi ched du sdig pa byas śiñ bsags pas de'i rnam smin gyis da lta sdug bsñal mañ po ñams su myoñ ño //

なお『開宝篋』のテキストは校訂をすませたものを提示するが、紙幅の都合でテキストの異同は注記しない。『開宝篋』全体の校訂テキストは別の機会に発表したいと考えている。また、デルゲ版(D)と北京版(P)の位置のみを記した。

- (4) 『開宝篋』, D.96b6-97a2, P.107a6-b2

yañ 'phags pa Klu sgrub kyi źal sña nas /

srid pa'i btson ra'i nañ gnas pa //

ñon moñs me yis gduñs pa yi //

sems can gañ yin thams cad sñon //

pha ma mdza' bśes rtsa lag tu //

gyur ciñ phan cher btags pas na //

'di dag bdag gis sdug bsñal byas //

da ni bde bar bya bar rigs // [cf. *Bodhicittavivaraṇa*, k.74-75]

źes gsuñs pas drin śes pas bdag gis 'di dag bsgral ba dañ / dgrol ba dañ dbugs dbyuñ ba dañ / mya ñan las bzla'o źes tshad med pa bźis byañ chub tu sems bskyed la / de'i ched du tshogs gñis bsags par bya'o //

- (5) 『菩提心積』はナーガールジュナ作として残るが、その内容から『中論』の著者であるナーガールジュナの作と考えられることはほとんどない。
- (6) 『修習次第』中篇は少し内容が異なり、krpā は説かれない。(『修習次第』中篇, D.43b6, P.47a5)
- (7) 『修習次第』初篇, ed. TUCCI, (*Minor Buddhist Texts*, Part I & II, repr. Kyoto, 1978) 189.24-190.2.
 tataḥ sattvasamatayā viśeṣam apaśyatā 'nādimati ca saṃsāre na kaścit
 sattvo yo na me śataśo bandhur abhūd iti paricintayatā vyasteṣu
 bhāvaniyā /
- (8) 『開宝篋』, D.100b6, P.112a5.
 de la bdag la phan 'dogs pa mi gtoñ ba ni / drin śes śiñ drin gzo ba'i sems
 kyis mi gtoñ ba ste /
- (9) 『開宝篋』, D.100b6-7, P.112a5-7.
 slob dpon Klu sgrub kyi źal sña nas /
 'khor ba thog ma med pa nas //
 ññon moñs me yis gduñs pa yis //
 srid pa'i btson ra'i nañ gnas pa //
 sems can gañ yin de dag sñon //
 pha ma mdza' bśes rtsa lag tu //
 gyur ciñ phan chen btags pas na //
 byas pa gzo ba ñid du bya //
 'di dag bdag gis sdug bsñal byas //
 da ni bde bar bya ba'i rigs // [cf. *Bodhicittavivarāṇa*, k.74-75]
 źes gsuñs so // 'di'i don rgyas par mdo sder blta bar bya'o //
- (10) 『開宝篋』, D.100b7-101a1, P.112a7-b1.
 skye ba 'di'i pha ma dañ gñen 'dun dañ / grogs la sogs pa bdag la phan
 'dogs pa la drin śes śiñ drin gzo ba bya dgos te / de ltar ma gyur na /
 byas la lan du phan mi 'dogs // [*Bodhisattvasaṃvaraviṃśaka*, k.18c]
 źes pa'i ñes byas kyañ 'byuñ bar 'gyur ro //
- (11) このように『菩薩律儀二十』の過失を引用して補足することは『開宝篋』の他の箇所でも見られる。(『開宝篋』, D.101a6, P.112b7-8, D.103a2, P.115a2.)
- (12) 『菩薩律儀二十』については、藤田光寛 (1983) 「『菩薩律儀二十』について」、中川善教先生頌徳記念論文集『仏教と文化』, 京都, pp.255-280を参照。
- (13) 『菩薩律儀二十』細注, D.215a1-5, P.247b5-248a3. チベット語テキストは

紙幅の都合により省略する。

- (14) *Bodhicittavivaraṇa*, ed. Chr. LINDTNER (*Nagarjuniana, Studies in the Writings and Philosophy of Nāgārjuna*, Copenhagen, 1982) k. 74-75.

gañ dag pha dañ ma dañ ni //
gñen bśes gyur pas bdag la sñon //
phan pa byas par gyur pa yi //
sems can de dag rnams la ni //
byas pa bzo bar gyur par bya //[74]
srid pa'i btson rar sems can ni //
ñon moñs me yis gduñs rnams la //
bdag gis sdug bśnal byin pa ltar //
de bžin bde ba sbyin par rigs //[75]

- (15) 『菩提心釈』のチベット訳は、「以前」よりも前に「父や母や親友となつて」という表現がある。そのため、チベット訳にも解釈の余地がある。LINDTNER 訳は次の通りである。

74. I should be grateful to those beings (*sattva*) who previously bestowed benefits (*hitaṃkara*) upon me, by being my parents or friends (*bandhu*).

- (16) 『菩提心釈』註解, D.(1829)136a7, P.(2694)476b4-5.

phan dus gañ gi tshe že na / sñon dus te thog ma med pa'i tshe rabs nas
so //

